

- 一、公私傷者疾病、日給金額支給ノコト
 - 一、勤務兵役ニハ日給金額支給ノコト
 - 一、公休日、給料ハ各条件支給ノコト
 - 一、休憩沙脱衣沙便所洗場改善ノコト
 - 一、作業器具及機械完備ノコト
 - 一、共済組合互救會改善ノコト
- 右曠職仕、候間御沙慮被下度候也

六月二十七日

從業員 一同
豊島合同労働組合

日本フライウード株式会社御中

社掌ノ議決書

- 一、宮本若永金子三君ノ即時復職
- 一、職員君ノ即時復職
- 一、日給三割増額
- 一、第二回定期昇給制ノ定
- 一、職業手当、甲出等時給五割支給
- 一、遺刻及早退歩引制度撤廃
- 一、會社、都合ニヨリ欠勤、日給金額支給
- 一、毎月二回給料支拂
- 一、公私傷害疾病ニハ日給金額支給
- 一、勤務兵役ニハ日給金額支給
- 一、公休日ノ給酬、並給付支給

○大東災以來、何一ツ不平等之有ハズ、一月五ノ奉給イ時、高ノ洋高給レテ四月内外不若シイ生活ヲ耐テ忍シテ来ヌカ、宮本金子若永三君解雇ノ概歎ハ多ク、生活ヲ自壊ニ破滅シテ、同様スル

○日頃ノ待遇ノ不平等統一シテ昨夜上掲ノ曠職者ニマシメタル

○各々ノ曠職ハ、果シテ凡ハ、アタリ前ノ待遇ニスル

○各々、コノ曠職條項カラシメテ、アトシ、シテ、死ヲ宣當ケレタノト、我リガナイ

○本日ノ曠職者ヲアテテ支給セヨ!